

# 事業場における 安全衛生管理体制のあらまし

総括安全衛生管理者	①		3-4P
安全管理者	②		5-6P
衛生管理者	③		7-8P
産業医	④		9-12P
安全衛生推進者等	⑤⑥		13-14P
安全委員会・衛生委員会体制の整備			17-18P
「健康情報等の取扱規定」のひな型			25-28P
安全衛生管理体制チェックリスト			29-30P



- 労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任を義務付けています。
- 「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。
- 報告様式は、神奈川労働局のホームページから黒枠帳票をダウンロードして、印刷してください。また、検索サイトで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」等のキーワードにより検索してください。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター



# 安全衛生管理 組織図

事業者は、下図のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

※規模（人）には、パート労働者、派遣労働者等も含めてください。

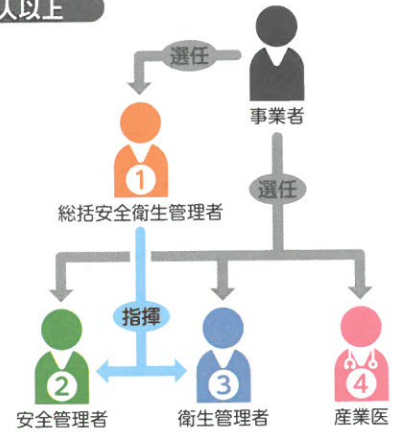
製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみの事業場は「その他の業種」に含まれます。

業種（令2条1号）

林業  
 鉱業  
 建設業  
 運送業  
 清掃業

規模

100人以上

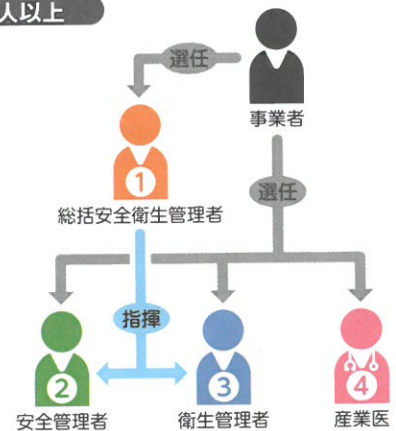


業種（令2条2号）

製造業（物の加工業を含む）  
 電気業 ガス業 熱供給業  
 水道業 通信業 各種商品卸売業  
 家具・建具・じゅう器等卸売業  
 各種商品小売業  
 家具・建具・じゅう器小売業  
 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業  
 自動車整備業 機械修理業

規模

300人以上

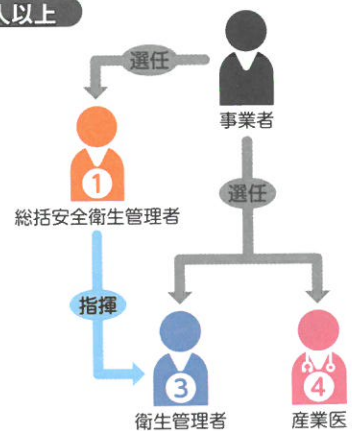


業種（令2条3号）

その他の業種

規模

1,000人以上



事業者

① 総括安全衛生管理者 (法10条) 3-4P

② 安全管理者 (法11条) 5-6P

③ 衛生管理者 (法12条) 7-8P

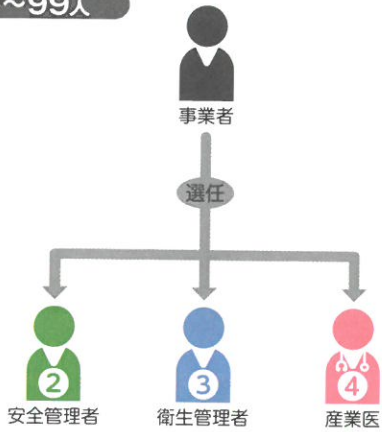
④ 産業医 (法13条) 9-12P

⑤ 安全衛生推進者 (法12条の2) 13-14P

⑥ 衛生推進者 (法12条の2) 13-14P

注：【法】労働安全衛生法 【令】労働安全衛生施行令

50~99人



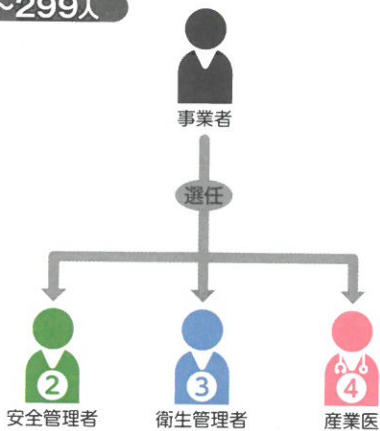
10~49人



1~9人



50~299人



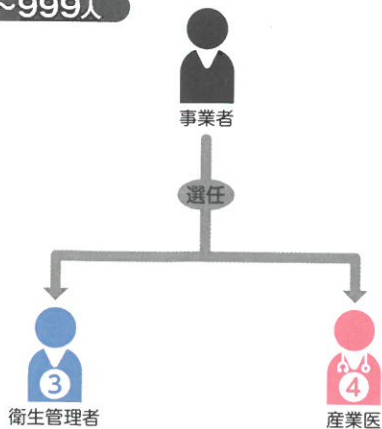
10~49人



1~9人



50~999人



10~49人



1~9人

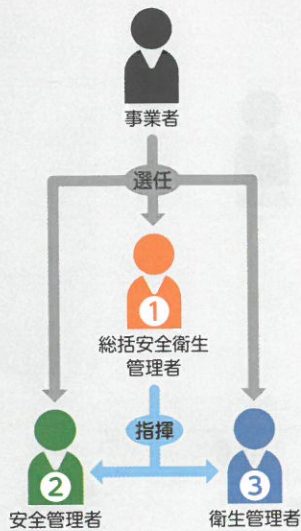






# 総括安全衛生管理者

労働安全衛生法第10条  
(労働安全衛生法施行令第2条、  
労働安全衛生規則第2条)



## 総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数) <sup>※2</sup>
林業、鉱業、建設業、運送業 <sup>※1</sup> 、清掃業	100人以上
製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

(注) 例えば、

製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。(昭和47.9.18発基第91号)

※1 運送業：労働基準法別表第1 第4号及び5号の業種(道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業)

※2 (常時使用する労働者数)には、正社員のほかパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者が含まれます。

(以下、すべての項目において同じ)



労働安全衛生法第10条では、一定の規模の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

## 選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長、作業所長等名称を問わず実質的に統括管理する権限及び責任を有する者）

## 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- ①労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- ②労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること  
（その他健康の保持増進のための措置とは、健康診断結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業の管理及び健康教育、健康相談など）
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ⑥危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- ⑧その他の労働災害を防止するため必要な業務



# 安全管理者

労働安全衛生法第11条  
(労働安全衛生法施行令第3条、  
労働安全衛生規則第4条等)



## 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、 熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、 旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	50人以上

また、次に該当する事業にあつては、安全管理者のうち1人を専任の安全管理者  
とすることとなっています。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、 道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
上記以外の業種(過去3年間の労働災害による休 業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事 業場に限る)	2,000人以上



労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に関する技術的事項を管理させることとなっています。

安全管理者の選任は事業の経営担当者以外の者のうちより選任するを原則とするも必ずしも工場長、技術者等の形式上の名称に拘泥することなく、実質上原則に合致する者であれば、規則第3条の資格を有する限り選任して差し支えないこと。

小規模事業場等にあつては、経営担当者自らが安全管理を行う能力があり、その者が安全管理者となることにより安全管理者の実効があると思料される場合には、その者を安全管理者に選任することをさまたげるものではないこと。（昭23.5.11基発第737号、昭41.1.22基発第46号）

## 選任すべき者の資格要件

①下表の年数以上産業安全<sup>注1)</sup>の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」<sup>注2)</sup>を修了した者

	大学卒 高等専門学校卒	高等学校卒	その他
理科系統	2年	4年	7年
理科系統以外	4年	6年	7年

注1) 「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

注2) 労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成18.2.16 厚生労働省告示第24号）

②労働安全コンサルタント

③平成18年10月1日時点において安全管理者として経験が2年以上ある者（経過措置）

## 安全管理者の職務

(1) 安全管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

- ①建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止措置（設備新設時、新生産方式採用時における安全面からの検討を含む。）
- ②安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備
- ③作業の安全についての教育及び訓練
- ④発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤消防及び避難の訓練
- ⑥作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所においておこなわれる場合における安全に関し、必要な措置（昭47.9.18基発第601号の1）など。

(2) 巡視

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。





# 衛生管理者

労働安全衛生法第12条  
(労働安全衛生法施行令第4条、  
労働安全衛生規則第7条等)



## 衛生管理者の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっています。ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の選任		
		衛生管理者 の人数	衛生管理者のうち 1人を専任とすること が必要な事業場	衛生管理者のうち1人 を衛生工学衛生管理者 免許所持者から選任す ることが必要な事業場
すべての業種	50人未満	衛生管理者の選任義務なし		
	50人～ 200人	1人	該当なし	
	201人～ 500人	2人		
	501人～ 1,000人	3人	※1の①参照	※2参照
	1,001人～ 2,000人	4人	該当 ※1の②参照	
	2,001人～ 3,000人	5人		
	3,001人以上	6人		

※1 衛生管理者のうち少なくとも1人を専任とすることが必要な事業場〔専任〕とは、専ら衛生管理者の職務を行う者)

①常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

②常時1,000人を超える労働者を使用するすべての事業場

※2 衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任することが必要な事業場  
常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1、3、4、5、9号に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

### 【労働基準法施行規則】第18条

- 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気圧下における業務
- 六 さく岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 七 重量物の取扱い等重激な業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
- 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務



労働安全衛生法第12条では、一定の規模の事業場ごとに「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 選任すべき者の資格要件

事業場の業種に応じて選任しなければならない資格者等は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、教育職員免許法第4条の保健体育若しくは保健の教科について中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校に在職する者（常時勤務者）、学校教育法による大学又は高等専門学校で保健体育に関する科目を担当する教授・准教授・講師（常時勤務者）
その他の業種	上記に加えて、第二種衛生管理者免許を有する者

※免許を受けることができる者

- ：衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者
- ：保健師、薬剤師など

## 衛生管理者の職務

- (1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。
  - ①健康に異常のある者の発見及び処置
  - ②作業環境の衛生上の調査
  - ③作業条件、施設等の衛生上の改善
  - ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
  - ⑤衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
  - ⑥労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
  - ⑦衛生日誌の記載等職務上の記録の整備 など。
- (2) 衛生工学衛生管理者の管理すべき事項
  - ①作業環境の測定およびその評価
  - ②作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
  - ③作業方法の衛生工学的改善
  - ④その他職務上の記録の整備等
- (3) 定期巡視  
 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

労働安全衛生規則 第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果、事業者から産業医に**所定の情報**が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。  
 （巡視の頻度の変更には**事業者の同意**が必要です。）

○ **所定の情報**とは

- ・巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所
- ・巡視を行った衛生管理者が「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
- ・その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

出典：厚生労働省H29.6リーフレット「産業医制度に係る見直しについて労働安全衛生規則等が改正されました」



# 4-1



## 産業医

労働安全衛生法第13条  
(労働安全衛生法施行令第5条、  
労働安全衛生規則第13条等)



事業者



選任



産業医

### 産業医の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっています。ただし、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。

- ①常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ②一定の有害な業務\*に常時500人以上の労働者を従事させる事業場

\*一定の有害業務とは、労働安全衛生規則第13条第1項3号イ〜カに掲げる業務です。

労働安全衛生規則第13条第1項第3号追加改正(平成29年4月1日施行)

次に掲げる者(イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)以外の者のうちから選任すること。

- イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者
- ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人
- ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

【労働安全衛生規則】第13条第1項第3号

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務(未制定)



労働安全衛生法第13条では、一定の規模の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

## 選任すべき者の資格要件

医師であって、次のいずれかの要件を備えたもの

- ①厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
- ②労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの。
- ③大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
- ④平成10年9月末時点において、産業医としての労働者の健康管理等を行った経験が3年以上ある者（経過措置）

## 産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

- ①健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ②法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ③法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ④作業環境の維持管理に関すること
- ⑤作業の管理に関すること
- ⑥労働者の健康管理に関すること
- ⑦健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑧衛生教育に関すること
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

※産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の内容について、事業者の意見を求めることとされています。（12頁、Section2のPoint3参照）

(3) 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

### 【労働安全衛生規則】第15条（抜粋）

産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、\*次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果（8頁（3）定期巡視参照）

# 産業医の活動環境の整備

出典：厚生労働省パンフレット（働き方改革関連法により2019年4月1日から）  
働き方改革関連法解説（労働安全衛生法／産業医・産業保健機能の強化関係）

産業医の独立性・中立性を高めることなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のために、より一層効果的な活動を行いやすい環境を整備します。

## Section 1 産業医の独立性・中立性の強化

### Point 1

#### 産業医の独立性・中立性の強化（改正労働安全衛生法第13条第3項）

- ▶ 産業医が、産業医学の専門的立場から、独立性・中立性をもってその職務を行うことができるよう、産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければなりません。

### Point 2

#### 産業医の知識・能力の維持向上（改正労働安全衛生規則第14条第7項）

- ▶ 産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識・能力の維持向上に努めなければなりません。

### Point 3

#### 産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告（改正安衛則第13条第4項）

- ▶ 産業医の身分の安定性を担保し、その職務の遂行の独立性・中立性を高める観点から、事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

※「遅滞なく」とは、おおむね1月以内をいいます。

## Section 2 産業医への権限・情報提供の充実・強化

### Point 1

#### 産業医の権限の具体化（改正安衛則第14条の4第1項、第2項）

- ▶ 事業者が産業医に付与すべき権限には、以下のアからウまでの事項に関する権限が含まれます。

ア	事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
イ	労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
ウ	労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

### Point 2

#### 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要情報の提供

（改正安衛法第13条第4項、第13条の2第2項、改正安衛則第14条の2第1項、第2項、第15条の2第3項）

- ▶ 産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医を選任した事業者は、産業医に対して、以下のアからウまでの情報を提供しなければなりません。
- ▶ 事業者から産業医へのアからウまでの情報の提供は、次の情報の区分に応じ、それぞれに定める時期に行わなければなりません。

※「速やかに」とは、おおむね2週間以内をいいます。



ア	①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合は、その旨・その理由） 提供時期：①～③の結果についての医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。
イ	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報（高度プロフェッショナル制度対象労働者については、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間（健康管理時間の超過時間）） 提供時期：当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。
ウ	労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの 提供時期：産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

※事業者から産業医への情報提供の方法については、書面により行うことが望まれ、具体的な情報提供の方法については、事業場ごとにあらかじめ事業者と産業医で決めておくことが望まれます。

- ▶労働者数50人未満の事業場の事業者は、医師又は保健師に対して、アからウまでの情報について、各情報の区分に応じて、情報提供するように努めなければなりません。

### Point 3

#### 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め、産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の記録・保存 (改正安衛則第14条の3第1項、第2項)

- ▶産業医の勧告が、その趣旨も含めて事業者十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告の内容について、事業者の意見を求めます。
- ▶事業者は、勧告を受けたときは、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合は、その旨・その理由）を記録し、これを3年間保存しなければなりません。

## Section 3 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化

### Point 1

#### 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告 (改正安衛法第13条第6項、改正安衛則第14条の3第3項、第4項)

- ▶事業者は、勧告を受けたときは、勧告を受けた後、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨・その理由）を衛生委員会等に報告しなければなりません。

### Point 2

#### 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め (改正安衛則第23条第5項)

- ▶産業医が衛生委員会等に産業医学の専門的な立場から、労働者の健康管理等について積極的に提案できるよう、産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めすることができます。

### Point 3

#### 安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録・保存 (改正安衛則第23条第4項)

- ▶事業者は、安全委員会、衛生委員会等の開催の都度、これらの委員会の意見・当該意見を踏まえて講じた措置の内容・これらの委員会における議事で重要なものを記録し、これを3年間保存しなければなりません。

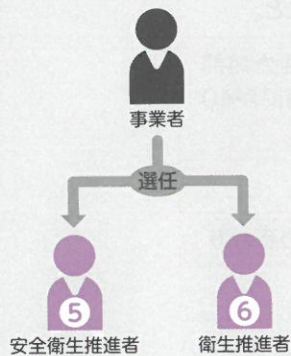


# 5,6



## 安全衛生推進者等

労働安全衛生法第12条の2  
(労働安全衛生規則第12条の3等)



### 安全衛生推進者等の選任

安全衛生推進者等を選任しなければならない事業場の規模と業種  
常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場

選任すべき推進者	業種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、 熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者	上記以外の業種

### 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第12条の3及び安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年9月5日労働省告示第80号）等で次のように定められています。

※衛生推進者にあつては、衛生の実務。

- (1) 安全衛生推進者養成講習を修了した者
- (2) 衛生推進者養成講習を修了した者
- (3) 大学又は高専卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者
- (4) 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者
- (5) 5年以上（安全）衛生の実務に従事している者  
※上記(2)～(4)の要件を満たしている方にも養成講習等の受講をお勧めします。  
“養成講習”を行う機関は神奈川労働局ホームページ又はお問い合わせください。
- (6) 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者



労働安全衛生法第12条の2では、一定の規模および業種の事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者（以下、「安全衛生推進者等」という。）を選任し、その者に安全衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

### 安全衛生推進者等の職務

- (1) 安全衛生推進者等については、次の業務を行うこととなっています。
- ※衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限ります。
- ①施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
  - ②作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
  - ③健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
  - ④安全衛生教育に関する事
  - ⑤異常な事態における応急措置に関する事
  - ⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
  - ⑦安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
  - ⑧関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事
- (2) 安全衛生推進者等を選任した時は、当該安全衛生推進者等の氏名を事業場の見やすい個所に掲示する等により関係労働者に周知を行うこととなっています。

### 委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置

労働者が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。（労働安全衛生規則第23条の2）

#### ○関係労働者

関係労働者とは、当該事業における個々の衛生問題に関係のある労働者をいうこと。  
(昭23.1.16基発第83号、昭33.2.13基発第90号)

#### ○関係労働者

関係労働者とは、個々に起きる安全問題について当該作業に関係ある趣旨であること。  
(昭35.5.11基発第737号)

#### ○機会を設ける



「関係労働者の意見を聴くための機会を設ける」とは、安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等労働者の意見を聴くための措置を講じることをいうものであること。  
(昭47.9.18基発第601号の1)

# 安全推進者の配置等に係る ガイドライン

厚生労働省労働基準局長  
平成26年3月28日付け  
基発0328第6号

## 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象としています。

施行令2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号 第2号	林業、建設業、 運送業、清掃業、 製造業（物の加工業 を含む）、電気業、 ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、 各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器 等卸売業、 各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器 小売業、燃料小売業、 旅館業、ゴルフ場業、 自動車整備業、 機械修理業	安全管理者の 選任義務あり  	安全衛生推進者の 選任義務あり  
第3号	「その他の業種」 ・小売業 （上記第2号に含まれ る各種商品小売業、家 具等小売業及び燃料小 売業を除きます。） ・社会福祉施設 ・飲食店 など	安全管理者、安全衛生推進者の 選任義務なし	



本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的としています。

## 安全推進者の配置等

### (1) 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置してください。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア. 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イ. アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

### (2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置してください。

### (3) 安全推進者の氏名の周知

安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知を行ってください。

## 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、次の職務を行うものとする。

また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮してください。

### (1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例－職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

### (2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例－朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

### (3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例－労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等



# 安全委員会・衛生委員会体制の整備

労働安全衛生法第17, 18, 19条  
(労働安全衛生法施行令第8, 9条、  
労働安全衛生規則第21, 22, 23条等)

## 安全衛生委員会 (例)



## 安全委員会・衛生委員会の整備

(1) 安全委員会を設けなければならない事業場は、次のとおりです。

	対象業種	事業場の規模
安全委員会	林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上
	製造業のうち上記以外の業種、運送業のうち上記以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上
衛生委員会	全ての業種	50人以上

(2) 衛生委員会は、業種にかかわらず、常時50人以上の労働者を使用する事業場で設けることになっています。

(3) 安全委員会、衛生委員会の代わりに安全衛生委員会を設けることもできます。

## 安全委員会・衛生委員会の構成

安全委員会<sup>\*</sup>は、次の委員により構成することとなっています。

- ① 総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者
- ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

衛生委員会<sup>\*</sup>は、次の委員により構成することとなっています。

- ① 総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者
- ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 産業医のうちから事業者が指名した者
- ④ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

<sup>\*</sup>なお、各委員会の①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、以下のとおりです。

- ・労働者の過半数で組織する労働組合は、その労働組合の推薦に基づき指名することとなっています。
- ・労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者となります。



労働災害の防止等の自主的活動を促進するため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する等責任体制を明確にし、併せて、安全委員会、衛生委員会を設けて調査審議を行うこととなっています。また、事業者は、安全委員会、衛生委員会の開催の都度、遅滞なくその議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

安全衛生委員会<sup>\*</sup>は、次の委員により構成することとなっています。

- ①総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者
- ②安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③産業医のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- ⑤当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

### 安全委員会・衛生委員会の審議事項

安全（衛生）委員会は毎月1回以上開催し、次の事項を調査審議させることとなっています。

- ①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- ②労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- ③労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- ④労働災害の原因及び再発防止対策に関する事。
- ⑤安全・衛生に関する規程の作成に関する事。
- ⑥法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。  
(リスクアセスメント)
- ⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。(労働安全衛生マネジメントシステム)
- ⑧安全・衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- ⑨法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する樹立に関する事。
- ⑩法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- ⑪定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- ⑫労働者の健康保持増進を図るための必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- ⑬長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- ⑭労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。(メンタルヘルス対策)
- ⑮厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官からの文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関する事。

### 安全委員会・衛生委員会の議事の記録・周知

委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存しなければなりません。また、議事の概要を掲示・文書配布等の方法により労働者に周知しなければなりません。

# 安全衛生委員会規程 作成例

## (目的)

第1条 この規程は、〇〇株式会社安全衛生管理規定に基づき、本社（事業場）安全衛生委員会（以下単に「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出するものとする。

- ①従業員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- ②従業員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- ③労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ④安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ⑤リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策に関すること。
- ⑥労働安全衛生マネジメントシステムに関すること。
- ⑦安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑧化学物質に係る有害性調査とその結果に基づく対策に関すること。
- ⑨健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑩従業員の健康保持増進に関すること。
- ⑪長時間にわたる労働による従業員の健康障害防止に関すること。
- ⑫メンタルヘルス対策に関すること。
- ⑬その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

## (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- ①総括安全衛生管理者（注. 業種、規模に応じて選任する必要があります）。
  - ②安全管理者及び衛生管理者（の中から会社が指名した者）。
  - ③産業医（の中から会社が指名した者）。
  - ④安全及び衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名した者。
- 2 議長は、総括安全衛生管理者とする。
  - 3 副議長は、委員のうち総括安全衛生管理者の代理者とする。
  - 4 会社は、議長以外の委員の半数については、従業員の過半数で組織する労働組合（従業員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとする。



(委員の任務)

第4条 議長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を努め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副議長は、議長を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

①緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

②その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 この委員会の議決は、原則として全会一致とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない時は、出席委員の過半数の同意により、決することができる。

(事務局)

第8条 事務局は、安全衛生担当部（課）とし、主として次の事務を行う。

①委員会の召集及び付議に関すること。

②委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。

③委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。

④その他委員会が依頼した事務。

2 議事及び重要事項の記録は、これを3年間保存し、記録の写しを〇〇室の掲示板に掲示して周知をするものとする。

(附則) この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

2 この規程は、必要に応じて改定する。



(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係) (表面)

**総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告**

労働保険番号: 80401 141080000000000005

事業場の名称: ○○印刷(株) 横浜事業所

事業場の所在地: 郵便番号 (230-0000) 横浜市中区○○2-2-4

印刷・同関連業

電話番号: 045-○○○○-○○○○

労働者数: 325

フリガナ: ○ヤマ ○ロウ

被選任者氏名: ○山 ○郎

選任年月日: 9 1 6 3

選任種別: 1

安全管理者又は衛生管理者の場合に担当すべき職務: 記入不要

専風の別: 専属

専任の別: 専任

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要: 昭和○○年○月 ○○大学卒業  
昭和○○年○月 ○○印刷(株) 横浜事業場入社  
昭和○○年○月 同事業場 製造部課長  
平成○○年○月 同事業場 事業所長

産業医の場合は医籍番号等: ○-○○○○○○○○○○

フリガナ: ○カワ ○オ

前任者氏名: ○川 ○夫

解任、解任等の年月日: 9 1 6 3

参考事項: 「新規選任」の場合記入

令和元 年 6 月 6 日

事業者職氏名: ○○ 労働基準監督署長殿

代表取締役社長: ○○印刷(株) 代表取締役社長

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入

記入不要

総括安全衛生管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入

解任者がある場合記入

厚生労働省ホームページに安全衛生関係主要様式が掲示しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/20.html>





(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係) (表面)

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

労働保険番号: 80401 14108000000000000005

事業場の名称: ○○印刷(株) 横浜事業所

事業の種類: 印刷・同関連業

事業場の所在地: 郵便番号 (230-0000) 横浜市中区○○2-2-4

電話番号: 045-○○○○-○○○○

労働者数: 325

フリガナ: ヤマ ○ ロウ

被選任者氏名: 山 ○ 郎

選任年月日: 9 1 6 3

生年月日: 5 4 3 1 9

選任種別: 2

安全管理者又は衛生管理者又は産業医は担当すべき職務: 安全環境部ほか事業所全体の部門を統括する。

専属の別: 1 (専属 非専属)

専任の別: 2 (専任 兼職)

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要: 昭和○○年○月 ○○大学卒業  
昭和○○年○月 ○○印刷(株) 横浜事業場入社  
昭和○○年○月 同事業場 製造部課長  
平成○○年○月 同事業場 事業部長  
産業安全の実務経験 ○ 年

産業医の場合は医師番号等: ○ - ○

フリガナ: カワ ○ オ

前任者氏名: 川 ○ 夫

辞任、解任等の年月日: 9 1 6 3

参考事項: 「新規選任」の場合記入

令和元 年 6 月 6 日

事業者職氏名: ○○ 労働基準監督署長殿

代表取締役社長: ○○印刷(株) 代表取締役社長

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入

事業場に『専属』の者を選任する必要があります。『兼職』の場合は記入例「労務主任」と記入  
※業種、事業場の規模にあつては「専任」の安全管理者となります。P5参照

安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数、産業安全の実務経験年数に加え、「安全管理者選任時研修」の修了証(写)を添付してください。 ※P6参照

解任者がある場合記入

※提出にあたっては、厚生労働大臣が定める研修の修了証の写し又はその他資格を証する書面(写し)を添付してください。





(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号 (第2条、第4条、第7条、第13条関係) (表面)

総括安全衛生管理者・安全管理者 **衛生管理者・産業医選任報告**

80401 労働保険番号 14108000000000000005 ページ 00 / 00

事業場の名称 **〇〇印刷(株) 横浜事業所** 事業の種類 **印刷・同関連業**

事業場の所在地 **横浜市中区〇〇2-2-4** 労働者数 **325**

電話番号 **045-〇〇〇-〇〇〇〇**

フリガナ **ヤマロウ**

被選任者氏名 **山 郎**

選任年月日 **9163** 元号 年 月 日 1: 明治 2: 昭和 3: 平成 4: 令和

専属の別 **1** 専属 非専属 他: 事業場に勤務している場合は、その勤務先

専任の別 **2** 専任 兼職 他: 他の業務を兼職している場合は、その業務

製造部担当

\* 複数の衛生管理者を選任し、職務区分が分かれている場合、当該衛生管理者の担当職務を記入

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要 記入不要

産業医の場合は医籍番号等

フリガナ **カワオ**

前任者氏名 **川 夫**

辞任、解任等の年月日 **9163** 元号 年 月 日 1: 明治 2: 昭和 3: 平成 4: 令和

参考事項 **新規選任**

令和元 年 6 月 6 日

〇〇 労働基準監督署長殿

事業者職 **〇〇印刷(株)** 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

受付印

- 2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入
- 継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入
- パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入
- 事業場に『専属』の者であることが必要『専任』が必要な事業場については、P7参照。兼職がある場合は記入例「総務業務」と記入
- 解任者がある場合記入
- 初めて衛生管理者を選任した場合記入

※提出にあたっては、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面(写し)を添付してください。





(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号(第2条、第4条、第7条、第13条関係)(表面)

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

労働保険番号 80401 14108000000000000005

事業場の名称 ○○印刷(株) 横浜事業所 事業の種類 印刷・同関連業

事業場の所在地 郵便番号(230-0000) 横浜市中区○○2-2-4

電話番号 045-○○○-○○○○

労働者数 325

フリガナ ○ヤマ ○ロウ

被選任者氏名 ○山 ○郎

選任年月日 9 1 6 3 5 4 3 1 9

専属の別 2 専属 他事業場に勤務している場合は、その勤務先 ○○医院

産業医の場合は医籍番号等 1-○○○○1234567

フリガナ ○カワ ○オ

前任者氏名 ○川 ○夫

辞任、解任等の年月日 9 1 6 3

参考事項 新規選任 内科 開業

令和元年 6月 6日

事業者職氏名 ○○ 労働基準監督署長殿 ○○印刷(株) 代表取締役社長 ○○○○ 印

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

労働安全衛生規則第13条1項3号に掲げる業務について、対象労働者数を記入

産業医の専属の別  
⇒常時1000人以上の労働者の場合『専属』  
⇒有害業務の従事者が500人以上の場合『専属』  
⇒それ以外『専属又は非専属』  
@専任の別は記入不要

様式裏面『別表』参照  
産業医の選任要件に応じたコード番号を記入  
例  
日本医師会研修修了者のコードは「1」です。  
医師免許証に記載されている医籍番号を記入

※提出にあたっては、医師免許証の写し及び産業医資格要件を証する書面(日本医師会の産業医基礎研修の修了証等)を添付してください。

# 「健康情報等の取扱規定」のひな型

出典：厚生労働省H31.3パンフレット 事業場における労働者の健康情報等の取扱規定を策定するための手引

①

## 健康情報等の取扱規程

本取扱規程は、業務上知り得た従業員の心身の状態に関する情報(以下「健康情報等」という。)を適切かつ有効に取り扱うことを目的として定めるものである。

(目的)

- 第1条 ●●●(社名又は事業場名)における業務上知り得た健康情報等は、「健康確保措置の実施」又は「安全配慮義務の履行」のために本取扱規程に則り、適切に取り扱う。
- 2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、個人情報保護法第16条第3項の各号に該当する場合を除く。

(健康情報等)

第2条 健康情報等は「別表1」の内容を指す。

(健康情報等の取扱い)

第3条 「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集から保管、使用(第三者提供を含む。)、消去までの一連の措置を指し、「別表2」とおり定義する。

別表2：健康情報等の取扱いに関する定義

方法の種類	具体的内容
収集	健康情報等を入手すること
保管	入手した健康情報等を保管すること
使用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を(閲覧を含めて)活用すること、また第三者に提供すること
加工	収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること。(例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えることなど。)
消去	収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

- 第4条 健康情報等を取り扱う者を、「別表3」とおり区分する。
- 2 健康情報等を取り扱う責任者(以下「責任者」という。)は別途定める。
- 3 健康情報等を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報等の範囲を、「別表4」に定める。
- 4 別表3に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、責任者の承認を得るとともに、従業員本人の同意を得る。
- 5 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知りえた従業員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

- 第5条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的・取扱方法を労働者本人に通知又は公表する。公表していない場合であって情報を取得した場合には、速やかにその利用目的等を従業員本人に通知する。
- 2 健康情報等の分類に応じた従業員本人の同意取得について、「別表5」とおり定める。

別表5：健康情報等の分類と同意取得の有無・方法

①法令に基づき、収集する情報	従業員本人の同意を得ずに収集することができる。
②法令で定められていない項目について収集する情報	適切な方法により従業員本人の同意を得ることで収集することができる。 取扱規程に定めている情報に関しては、本取扱規程が、従業員本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、従業員本人が本取扱規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する従業員本人からの同意の意思が示されたものと解する。

- 3 個人情報保護法第17条第2項の各号に該当する場合は従業員本人の同意取得は必要としない。

(健康情報等の適正管理の方法)

- 第6条 利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。
- 2 健康情報等の漏えい・滅失・改ざん等を防止するため、組織的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずる。
- 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。
  - 第4条第1項に定められた者以外は原則、健康情報等を取り扱ってはならない。
  - 健康情報等を含む文書(磁気媒体を含む。)は施錠できる場所への保管、記録機能を持つ媒体の持ち込み・持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等の防止の措置を講ずる。



- ・健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- 3 健康情報等は、法令又は社則等に定める保存期間に従い保管する。利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努める。
- 4 情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに第4条第2項に定められた責任者へ報告する。また、事業場内部において報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じる。
- 5 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

## POINT

- 個人情報保護規程など、別に定める社内規則に準拠することも想定されます。
- 小規模事業場においては、事業場の状況に応じて適切な措置を講じることが求められます。

(健康情報等の開示、訂正等(追加及び削除を含む。以下同じ。))及び使用停止等(消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。))  
 第7条 従業員本人より別途定める方法により当該本人の健康情報等の開示請求を受けた場合、本人に対し、遅滞なく、当該健康情報等の書面の交付による方法又は請求を行った者が同意した方法で開示する。権限を有する者が当該情報を開示する。また、従業員本人が識別される情報がないときにはその旨を知らせる。

- 2 ただし、開示することにより、従業員本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示請求を受けた情報の全部又は一部を開示しないことができる。また、その場合は遅滞なく従業員本人に対してその旨を通知する。また、従業員本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努める。開示に関しては、開示の受付先、開示に際して提出すべき書面の様式等の請求に応じる手続きを定め、従業員本人に周知する。
- 3 従業員本人より当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除、使用停止(第三者への提供の停止を含む。以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められる場合には、訂正等を行う。訂正等を行った場合、又は行わなかった場合いずれの場合においても、その内容を従業員本人へ通知する。
- 4 ただし、訂正等の請求があった場合でも、利用目的から見て訂正等の必要がない場合、誤りである指摘が正しくない場合、訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合には、訂正は行わない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を従業員本人に通知する。また、従業員本人に対して訂正等を行わない理由を説明するよう努める。なお、評価に関する健康情報等に、評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第8条 あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項に該当する場合<sup>(※1)</sup>を除く。また、個人情報保護法第23条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない<sup>(※2)</sup>。

※1:具体的には次の場合を指す。

- ・労働安全衛生法第66条第1項から第4項、第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項、第66条の10第3項の規定に基づき、健康診断又は面接指導等の実施を委託するために必要な労働者の個人情報等を外部機関(健康診断実施機関や産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)等)に提供する場合、その他法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、従業員本人の同意を得ることが困難である場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、従業員本人の同意を得ることが困難である場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

※2:具体的には次の場合を指す。

- ・健康保険組合等と共同して健康診断や保健事業を実施する場合
- ・健康情報等の取扱い(データ入力・分析等)を委託して実施する場合
- ・合併その他の事由により事業の承継に伴って情報を提供する場合

- 2 健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第25条に則り記録を作成・保存する。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第9条 第三者から健康情報等(個人データ)の提供を受ける場合には、個人情報保護法第26条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。

(事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第10条 合併、分社化、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐ。

- 2 労働安全衛生法によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ従業員本人の同意を得る。

# 「健康情報等の取扱規定」のひな型

③

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第11条 健康情報等の取扱いに関する苦情は●●●(部署名等)が担当する。連絡先は以下とする。

・電話: ●●●●

・メール: ●●●●

2 苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。

(取扱規程の従業員への周知の方法)

第12条 本取扱規程は●●●●(周知方法)により従業員に周知する。

2 従業員が退職後に、健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を退職者に対して周知する。

(教育・啓発)

第13条 健康情報等の取扱いに関して、健康情報等を取り扱う者(事業者を含む。)及びそれ以外の従業員を対象に●●●(頻度)に研修を行う。

(その他)

第14条 本取扱規程の主幹部署は、●●●(部署名等)とする。

第15条 年1回及び必要に応じて、本取扱規程の見直しを行う。改訂は●●●(会議名等)において行う。

第16条 本規程は、●●●●年●月●日より実施する。

別表1: 健康情報等の具体的内容(例)

- ① 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、会社が作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果
  - ①-1 上記の健康診断の受診・未受診の情報
- ② 安衛法第66条の第1項から第4項までの規定に基づき会社が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき従業員から提出された健康診断の結果
  - ②-1 上記の健康診断を実施する際、当社が追加して行う健康診断による健康診断の結果
  - ②-2 上記の健康診断の受診・未受診の情報
- ③ 安衛法第66条の4の規定に基づき会社が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき会社が講じた健康診断実施後の措置の内容
- ④ 安衛法第66条の7の規定に基づき会社が実施した保健指導の内容
  - ④-1 上記の保健指導の実施の有無
- ⑤ 安衛法第66条の8第1項(第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項)の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき従業員から提出された面接指導の結果
  - ⑤-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無
- ⑥ 安衛法第66条の8第4項(第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項)の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容
- ⑦ 安衛法第66条の9の規定に基づき会社が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
- ⑧ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき会社が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の結果
- ⑨ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果
  - ⑨-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無
- ⑩ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき会社が講じた面接指導実施後の措置の内容
- ⑪ 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて会社が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- ⑫ 労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、従業員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報
- ⑬ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- ⑭ 通院状況等疾病管理のための情報
- ⑮ 健康相談の実施の有無
- ⑯ 健康相談の結果
- ⑰ 職場復帰のための面談の結果
- ⑱ (上記のほか)産業保健業務従事者が労働者の健康管理等を通じて得た情報
- ⑲ 任意に従業員から提供された本人の病歴、健康に関する情報



4

別表3：健康情報等を取り扱う者の分類

＜常時使用する労働者が10人以上の事業場の例＞		
健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	社長、役員、人事部門の長	担当ア
イ) 産業保健業務従事者	産業医(専属・嘱託)、保健師・看護師、衛生管理者、衛生推進者(安全衛生推進者)	担当イ
ウ) 管理監督者	労働者本人の所属長	担当ウ
エ) 人事部門の事務担当者	人事部門の長以外の事務担当者	担当エ

＜常時使用する労働者が10人未満の事業場の例＞		
健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	社長、役員、人事部門の長	担当オ
イ) 管理監督者	労働者本人の所属長	担当カ
ウ) 人事部門の事務担当者	人事部門の長以外の事務担当者	担当キ

5

別表4：健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

＜常時使用する労働者が10人以上の事業場の例＞					＜常時使用する労働者が10人未満の事業場の例＞				
健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限				健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限			
	担当ア	担当イ	担当ウ	担当エ		担当オ	担当カ	担当キ	
① 安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、会社が作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めるときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△	△	△	△	△	
①-1 上記の健康診断の受診・未受診の情報	●	○	△	△	●	○	△	△	
② 安衛法第66条の第1項から第4項までの規定に基づき会社が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき従業員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△	△	△	△	△	
②-1 上記の健康診断を実施する際、会社が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△	△	△	△	△	
②-2 上記の健康診断の受診・未受診の情報	●	○	△	△	●	○	△	△	
③ 安衛法第66条の4の規定に基づき会社が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき会社が調じた健康診断実施後の措置の内容	●	○	△	△	●	○	△	△	
④ 安衛法第66条の7の規定に基づき会社が実施した保健指導の内容	△	○	△	△	△	○	△	△	
④-1 上記の保健指導の実施の有無	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑤ 安衛法第66条の8第1項(第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項)の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき従業員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑤-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑥ 安衛法第66条の8第4項(第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項)の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき会社が調じた面接指導実施後の措置の内容	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑦ 安衛法第66条の9の規定に基づき会社が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑧ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき会社が実施したストレスチェックの結果	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑨ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき会社が実施した面接指導の結果	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑨-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑩ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき会社が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき会社が調じた面接指導実施後の措置の内容	●	○	△	△	●	○	△	△	
⑪ 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて会社が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑫ 労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、従業員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑬ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑭ 通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑮ 健康相談の実施の有無	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑯ 健康相談の結果	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑰ 職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑱ (上記のほか) 産業保健業務従事者(担当イ)が労働者の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△	△	○	△	△	
⑲ 任意に従業員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△	△	○	△	△	

※○：事業者が直接取り扱う。  
 ※○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。  
 ※△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、労働者に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。



# 安全衛生管理体制チェックリスト

厚生労働省

法令等データベースサービス - 法令検索 - > 第5編 労働基準 > 第3章 安全衛生

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

数字の表記：①＝第1項 (1)＝第1号

総括安全衛生管理者			
安衛法	安衛則	チェック項目	
10①・②	2① 2② 3	選任 選任報告 代理者の選任	<input type="checkbox"/> 事業の実施を統括管理する者 <input type="checkbox"/> (所轄労働基準監督署へー様式第3号) <input type="checkbox"/> (やむを得ない事由がある時)
10①	3の2(1) 3の2(2) 3の2(3)	職務	<input type="checkbox"/> 統括管理(危険・健康障害防止、安全衛生教育、健康診断の実施や健康保持増進、労働災害の原因調査・再発防止対策ほか) <input type="checkbox"/> 安全衛生に関する方針の表明 <input type="checkbox"/> リスクアセスメントの実施とその結果に基づく改善措置の実施の統括管理 <input type="checkbox"/> 安全衛生(管理)計画の作成・実施・評価・改善の統括管理

安全管理者			
安衛法	安衛則	チェック項目	
11①	4①(1)・(2) 4①(3) 4①(4) 4② 4② 5 6	選任  選任報告 代理者の選任 資格 職務	<input type="checkbox"/> 専属者の選任 <input type="checkbox"/> (化学設備・設置等の)指定事業場の技術的事項管理の安全管理者 必要人数・選任 <input type="checkbox"/> (業種・規模による)技術的事項管理 専任の安全管理者(1人) 選任 <input type="checkbox"/> (所轄労働基準監督署へー様式第3号) <input type="checkbox"/> (やむを得ない事由がある時) <input type="checkbox"/> 安全管理者の資格 <input type="checkbox"/> 作業場等の巡視 <input type="checkbox"/> 危険防止措置の実行

衛生管理者			
安衛法	安衛則	チェック項目	
12①	7①(1)・(2) 7①(3) 7①(4) 7①(5) 7①(6) 7② 8 10 11① 15(1) 12	選任  選任報告 選任できない時 資格 職務	<input type="checkbox"/> 専属者の選任 <input type="checkbox"/> (業種による)衛生管理者の資格 (第一種衛生管理者・第二種衛生管理者) <input type="checkbox"/> (規模による)必要な人数の選任 <input type="checkbox"/> (規模による)専任の衛生管理者(1人) 選任 <input type="checkbox"/> (業種・規模による)衛生工学衛生管理者(1人)の選任 <input type="checkbox"/> (所轄労働基準監督署へー様式第3号) <input type="checkbox"/> (やむを得ない事由がある時)所轄労働局長の許可 <input type="checkbox"/> 衛生管理者の資格 <input type="checkbox"/> 週1回の作業場等の巡視 <input type="checkbox"/> 健康障害防止措置の実行 <input type="checkbox"/> 作業場等巡視結果情報の産業医への提供 <input type="checkbox"/> 衛生工学衛生管理者による衛生工学的技術的事項の管理

(安全) 衛生推進者			
安衛法	安衛則	チェック項目	
12の2	12の2 12の2 12の3	選任  資格 職務	<input type="checkbox"/> (業種による)安全衛生推進者の選任 <input type="checkbox"/> (業種による)衛生推進者の選任 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者/衛生推進者の資格 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者-危険・健康障害防止、安全衛生教育、健康診断の実施や健康保持増進、労働災害の原因調査・再発防止対策ほか <input type="checkbox"/> 衛生推進者-上記の内、衛生に関する業務 <input type="checkbox"/> 技術的事項管理者を選任した場合-(爆発・火災等の)救護に必要な機械等の備付け・管理/救護に関する訓練/その他救護に必要な事項



産業医			
安衛法	安衛則	チェック項目	
<b>産業医の選任</b>			
13①	13①(1)・(2) 13①(3) 13①(4) 13② 13③ 13④	選任 選任報告 選任できない時 辞任・解任	<input type="checkbox"/> (事業者、統括管理者以外) <input type="checkbox"/> (規模3,000人以上で有害業務等従事者数による) 専属産業医の選任 <input type="checkbox"/> (規模3,000人以上) 2人以上の産業医の選任 <input type="checkbox"/> (所轄労働基準監督署へ一様式第3号)〔「学校医」の適用除外〕 <input type="checkbox"/> (やむを得ない事由がある時) 所轄労働局長の許可 <input type="checkbox"/> (安全) 衛生委員会への報告
13②	14②	資格	産業医の資格
<b>産業医の職務(必要な権限の付与)</b>			
13①	14①  14の4②(2) 14の4②(3) 15 15(1) 15(2)	職務	<input type="checkbox"/> 健康診断結果への意見、健康診断の実施と結果に基づく健康保持措置 <input type="checkbox"/> 長時間労働者等への面接指導の実施、面接指導結果への意見、これに基づく事後措置の実施と措置結果に基づく健康保持措置 <input type="checkbox"/> ストレスチェックの実施、高ストレス者等への面接指導の実施、面接指導結果への意見、これに基づく事後措置の実施と措置結果に基づく健康保持措置 <input type="checkbox"/> その他 作業環境・作業管理 保健指導・健康相談の実施 健康教育・衛生教育の実施 健康障害の原因調査・再発防止対策 その他健康管理 <input type="checkbox"/> 労働者からの健康確保の為に必要な情報の収集 <input type="checkbox"/> 労働者への健康確保の為に措置指示 <input type="checkbox"/> 毎月1回の作業場等巡視 <input type="checkbox"/> (事業者・同意による2月に1回の場合の) 衛生管理者・職場巡視結果情報の入手 <input type="checkbox"/> (事業者・同意による2月に1回の場合の)(安全) 衛生委員会・調査審議結果情報の入手
13⑤・⑥	14③ 14③ 14の3① 14の3②		<input type="checkbox"/> 事業者への勧告、意見 <input type="checkbox"/> 総括安全衛生管理者への意見 <input type="checkbox"/> 衛生管理者への指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告前の事業者への意見の求め <input type="checkbox"/> 産業医・勧告の記録と保存(3年)
<b>歯科医師</b>			
	14⑤ 14⑥	歯科医師からの意見聴取 歯科医師による勧告	<input type="checkbox"/> (塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・弗化水素・黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス・蒸気・粉じんを発生する場所における業務に50人以上を従事させる事業場) <input type="checkbox"/> 歯・支持組織の健康診断を行った歯科医師→事業者・総括安全管理者
<b>産業医への必要情報の提供(事業者→産業医)</b>			
13④	14の2①(1)  14の2①(2) 14の2①(3)		<input type="checkbox"/> 健康診断実施後の医師への意見聴取結果と事後措置内容(遅滞なく) <input type="checkbox"/> 歯科医師への意見聴取結果と事後措置内容(遅滞なく) <input type="checkbox"/> 長時間労働者等(含・研究開発/高プロ)への面接指導後の医師への意見聴取結果と事後措置内容の確認(遅滞なく) <input type="checkbox"/> 高ストレス者への面接指導後の医師への意見聴取結果と事後措置内容の確認(遅滞なく) <input type="checkbox"/> 週40時間を超える時間外労働等(含・研究開発)・健康管理時間が80時間/月を超えた労働者の氏名・業務・時間等に関する情報(速やかに) <input type="checkbox"/> 産業医が健康管理等を適切に行う為に必要と認める労働者の業務に関する情報(産業医の求めの後、速やかに)
<b>産業医・権限の保障</b>			
13⑤・⑥	14③ 14の3③  14④ 23⑤	勧告等の報告  不利益取扱いの禁止 (安全) 衛生委員会の調査審議の求め	<input type="checkbox"/> 産業医の勧告等の(安全) 衛生委員会への報告(遅滞なく) <input type="checkbox"/> 産業医の勧告・指導・助言に対する不利益取扱いの禁止 <input type="checkbox"/> 健康確保の観点から必要な調査審議を求められることができる
<b>産業医の業務内容等の周知</b>			
101②・③	98の2②(1) 98の2②(2) 98の2②(3)		<input type="checkbox"/> 産業医の業務の具体的な内容 <input type="checkbox"/> 産業医に対する健康相談の申出方法 <input type="checkbox"/> 産業医による健康情報の取扱方法

# 神奈川県労働局

## 県下の労働基準監督署（安全衛生主務課）

名称	住所	電話番号
神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階	安全課 045-211-7352
		健康課 045-211-7353
横浜南労働基準監督署 安全衛生課	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署 第2方面	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署 安全衛生課	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1273
川崎北労働基準監督署 安全衛生課	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3191
横須賀労働基準監督署 安全衛生課	〒238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署 安全衛生課	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚労働基準監督署 安全衛生課	〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署 第2方面	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署 安全衛生課	〒250-0004 小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署 安全衛生課	〒243-0018 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641
相模原労働基準監督署 安全衛生課	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署 安全衛生課	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

※安全衛生管理体制についてのご相談は、上記までお問合せください



# 神奈川県産業保健総合支援センター 県下の地域産業保健センター

神奈川県産保

検索

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/>



名称 (対象地区)	住 所	電話番号/FAX番号
神奈川県産業保健総合支援センター	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階	TEL. 045-410-1160 FAX. 045-410-1161
横浜南地域産業保健センター 横浜南労働基準監督署管内 (磯子区・金沢区・港南区・南区・中区)	〒236-0015 横浜市金沢区金沢町48 (社)金沢区三師会館内	TEL. 045-782-8785 FAX. 045-783-6740
鶴見地域産業保健センター 鶴見労働基準監督署管内 (鶴見区)	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22 医師会内	TEL. 045-521-2738 FAX. 045-521-2738
川崎南地域産業保健センター 川崎南労働基準監督署管内 (川崎市・幸区)	〒210-0002 川崎市川崎区榎町1-8 ニッコービル4階402号	TEL. 044-200-0668 FAX. 044-742-6275
川崎北地域産業保健センター 川崎北労働基準監督署管内 (中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区)	〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-10-1 中央ビルセントラルマンション1	TEL. 044-322-0314 FAX. 044-322-0315
三浦半島地域産業保健センター 横須賀労働基準監督署管内 (横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡)	〒238-0005 横須賀市新港町1-11 横須賀市医師会館内	TEL. 046-822-3053 FAX. 046-822-3053
横浜北地域産業保健センター 横浜北労働基準監督署管内 (神奈川区・西区・港北区・緑区・都筑区・青葉区)	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3階 神奈川区医師会内	TEL. 045-313-9187 FAX. 045-313-9187
平塚地域産業保健センター 平塚労働基準監督署管内 (平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡)	〒254-0082 平塚市東豊田448-3 平塚市医師会内	TEL. 0463-52-0355 FAX. 0463-52-0356
湘南地域産業保健センター 藤沢労働基準監督署管内 (藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡)	〒251-0052 藤沢市藤沢976-2 秀明ビル402号	TEL. 0466-27-6238 FAX. 0466-27-6238
県西地域産業保健センター 小田原労働基準監督署管内 (小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡)	〒250-0055 小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館4階	TEL. 0465-66-6040 FAX. 0465-66-6044
県央地域産業保健センター 厚木労働基準監督署管内 (厚木市・大和市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村)	〒243-0018 厚木市中町1-8-24 リバーサイドビル602号	TEL. 046-223-8072 FAX. 046-223-8072
相模原地域産業保健センター 相模原労働基準監督署管内 (相模原市)	〒252-0131 相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎2階 相模原北メディカルセンター内	TEL. 042-703-0031 FAX. 042-703-3001
横浜西地域産業保健センター 横浜西労働基準監督署管内 (旭区・泉区・栄区・瀬谷区・戸塚区・保土ヶ谷区)	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル3階304号	TEL. 045-861-5600 FAX. 045-435-5668

※産業保健サービスの内容については、P33～34をご覧ください



私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活  
産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働ける

## 産業保健スタッフ向けサービス

### 神奈川産業保健総合支援センター

神奈川産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

#### 産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申込みが必要です。

#### 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

#### メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ（産業カウンセラー、社労士、保健師等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

#### 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ（社労士、産業カウンセラー、保健師等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

#### 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出等も行っています。

※メールマガジン登録は、当センターホームページをご覧ください。

#### 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

産業保健スタッフ向けサービスについては、  
P32の「神奈川産業保健総合支援センター」へお問い合わせください。

提供するサービスは



動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人へのことを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

## 小規模事業場向けサービス

### 地域産業保健センター(地域窓口)

神奈川産業保健総合支援センターの地域窓口として、県下の労働基準監督署管内に地域産業保健センターを設置しています。

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

#### 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

#### 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

#### ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

#### 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また、利用回数には制限があります。詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは神奈川産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

**小規模事業場向けサービスについては、P32の「地域産業保健センター」へお問い合わせください。**

すべて無料です

# F A X 送 信 票

年 月 日

## 地域産業保健センター 利用申込書

※サービスをご希望の方は、地域産業保健センター一覧にて対象地区をご確認のうえ、FAXにてお申込下さい。

事業場名			
所在地	〒		
従業員数	人	(男性: 人 女性: 人)	
事業内容			
代表者	職名:	氏名:	
担当者	職名:	氏名:	
	電話:	FAX:	
E-mail:			
企業情報*	企業名:		
	全従業員数:	名	
	産業医数:	名	「総括産業医」の有無: 有・無
相談内容 (希望するものに○)	1 従業員の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談	(対象者	名)
	2 健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者	名)
	3 長時間労働者に対する面接指導	(対象者	名)
	4 高ストレス者に対する面接指導	(対象者	名)
	5 その他(	)	(対象者
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない	
利用有無	当センターを利用したことがありますか? ・ある( 年 月ごろ) ・ない		
その他連絡事項等			

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

	チェック欄	
	はい	いいえ
1 全項目に漏れなく記入しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 事業場は50人未満です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 当社に総括産業医は居ません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 上記に相違ありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>